

# 入 札 心 得

(趣 旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）または委託契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の10以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、組合を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を組合長に提出して確認を得たとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に、国または地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと組合長が認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと組合長が認めたとき。

2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

- 2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。
- 3 入札書は、書留郵便で差し出すことができる。この場合封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。
- 4 前項の入札書が所定の入札日時までに到着しないときは、当該入札はなかったものとする。
- 5 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を組合長に提出して確認を受けなければならない。
- 6 入札参加者または代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 一度提出した入札書は、書替え、引換えまたは撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、または郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(経営事項審査結果通知書)

第6条 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査（以下「経審」という。）結果の通知を受けていなければならない。

2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札を辞退しなければならない。

3 第11条第1項ただし書きについては、第1項の契約予定日は本契約予定日とする。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書

(4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書

(5) 記名、押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開 札)

第8条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会により行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）
- (3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき。

2 前項第2号または第3号に該当する入札を行った者は、組合長の行う調査に協力しなければならない。

3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かせない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当組合の職員にくじを引かせるものとする。

5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。

(入札保証金の処理)

第11条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、または契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5,000万円以上の工事については、仮契約とする。

2 前項ただし書の工事については、川西保健衛生施設組合の議決を経た後に本契約を締結するもの

とする。

3 落札者は、契約の締結にあたって、消費税に係る課税事業者または免税事業者である旨の届出書を組合長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと組合長が認めたときはこの限りではない。

4 契約に要する費用は契約人の負担とする。

(工事等の着手)

第13条 契約人は、契約（本契約）締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

(技術者等の配置)

第14条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第 100号）に規定する技術者または別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請の状況を文書で組合長に報告しなければならない。

(一括委任の禁止)

第15条 契約人は、契約履行について、その全部または大部分を一括して第三者に委任しまたは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして、組合長の承認を得たときはこの限りでない。

(備 考)

1 工事等に要する材料購入の場合にもこれに準じて作成すること。

2 債務負担行為に基づく工事等については、その旨周知すること。